

## 国土審議会計画部会第5回ライフスタイル・生活専門委員会

日時：平成17年12月19日（月） 14：03～16：04

場所：中央合同庁舎2号館低層棟1階共用会議室2A2B

### 開 会

○委員長 ただいまから第5回ライフスタイル生活専門委員会を開会いたしたいと思えます。委員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

### 議 事

○委員長 早速議事に入りたいと思えます。

本日の議題は大きなもの3つございます。第1が「第5回計画部会及び第8回国土審議会における報告」、2つ目が「団塊の世代の今後の暮らし方・生き方（2）」、それから3つ目が「人口減少下の都市圏のあり方（3）」でございます。

それでは、「第5回計画部会及び第8回国土審議会」における報告につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局 第5回の計画部会ですが、12月8日の木曜日に開催されました。それから総会ですが、先週の16日の金曜日に開催されておりますので、概要をご報告いたします。

資料2-1と資料2-2をご覧いただきたいと思えますが、資料2-1が、計画部会、総会両方に配られました「計画部会における検討状況」というものでございます。1ページ目に、この計画部会の5つの専門委員会について記載されており、我々のライフスタイル・生活専門委員会が一番上にございます。

2ページ目をご覧いただきますと、それぞれの専門委員会での「主要な論点に係る計画部会の主な議論」こういうので整理をしたものです。ライフスタイル・生活専門委員会につきましては、その四角囲みにありますけれども、この6個の論点についてご報告をしてございます。

それから、どのような意見が今までの計画部会、専門委員会にあったかということ、下に載せております。

3ページ以降は、それぞれのほかの専門委員会について、同様の資料が付いております。その後、開催状況、それから委員の名簿が付いております。

それでは、もう一つ資料2-2でありますけれども、その議事概要を付けてありますので、この計画部会の議事の概要についてご報告をいたします。

最初に鬼頭委員長からお話ございました。紹介させていただきますと、21世紀は人口減少社会で、出生率が回復したとしても、この計画のターゲットとする期間では人口減少は避けられない。また、21世紀は文明の成熟の時代で、新しい伝統、ライフスタイルをつくり上げていくことが必要であるということでした。人口減少社会に対しては、4つ

の人口という方策を考えるべきだと。それから、多選択社会の実現がポイントになり、多様な方式が選べるようにしていきたいと。私見だがということで、多選択社会の実現に向けて、最初の20年は、何が新しい社会か試行錯誤していくことになるのではないかと。その後、新しい伝統が形成され、官・民・地域社会の役割がおのずと決まってくるのではないかと。それから、都市の課題については、生活圏域がどうあるべきかを検討しているところだと。具体的な数字で考えるのがいいのか、いろいろな考え方の圏域があり得るという意見もある。それから、人口減少社会では、都市の人口も減少する。計画的な都市のコンパクト化を視野に入れるべきと考えている。その中では、広域的な役割分担も考えていかなければならない。このように、最初に委員長の説明がありました。

それぞれの委員長が、また、同じように説明がありまして、それをまとめて資料2-2で、その後の主な発言がお配りしている議事（概要）でございます。ポイントだけお話ししますと、最初の「・」であります。今度の計画は、指針性が問われている。各地域が多様化していく中では、すべてに通用する処方箋というものはない。きめ細かい整理が必要だ。思想性をしっかり示さないといけない。コンセンサスベースの計画とするなら、収斂するところは、はじめから見えている。こういった話がございました。

それから5番目でありますけれども、人口減少下で日本が経済活力をつけていくためには、将来的に外国人なしでは難しいのではないかと。あるいは、留学生の社会的地位を高めていくことは、21世紀中を見通せば、重要な観点ではないかと。留学生に対する国としての基本的なポリシーを明確化することが必要だ。それから、その次の文化や景観の概念をより強く打ち出していくことが必要ではないかと。こういう視点もありました。ページをめくっていただきますと、例えば3つ目の「・」でありますけれども、都会の人が地域の集落に戻ることは難しいだろう。情報交流人口のようなバーチャルな方法が現実的ではないかと。交流人口を増やすには、現状の移動のコストは高く、移動のコストについても今後考えていかなければならない。こういったような指摘がございました。

これが計画部会であります。

それからもう一つが総会ですが、これは実は先週の16日に開催したばかりですので、私から口頭でどんな意見があったかだけをご説明をさせていただきます。また、議事概要ができてきたら、再度お配りしたいと思います。例えば、この4年間で汐留をはじめとする都市開発が盛んに行われており、東京の人口が増加している。自立した地域をつくらうとしても、地方だけでは無理だ。国の支援が必要だというようなコメントがありました。それから、ライフスタイルや生活の面で、多選択社会やユニバーサルデザインの視点がより重要だと。また、自立地域社会の面では、ユビキタスやIT、デジタルデバイドの解消などといった高度情報インフラの整備が重要という指摘がございました。それから、生活圏域については、人の交流状況によって変わるものであり、人口規模や時間で区切るのは無理があると、こういうご指摘もございました。それから、これは産業展望ですが、産業展望、東アジア連携については、全国計画の中で、九州ブロックがその牽引役となるという位置づけが重要で、また、労働力の受け入れという観点から、相手国の多様な文化や人権面での国民の理解が重要ではないかと。こういうご指摘がございました。それから、持続可能な国土管理については、国交省内でも、ユニバーサルデザインなどの有効な施策が多くある。それらの施策や他府庁の施策ともうまく連携させて計画をつくっていただきました。

い。あと最後に労働力という観点で、経済政策や福祉政策や、各府省の政策とどう連携しているか、その相互性が必要であるということで、これについて中間取りまとめまでに議論をしておいてほしい。それから、女性や障害者などが生活しやすい、あるべき将来像を検討してほしいというような指摘がございました。以上です。

○委員長 どうもありがとうございました。ただいまの報告について、何かご質問等がございますでしょうか。

○事務局 国土審議会の総会は、国会議員の先生方も多数ご出席でした。やはり国土の均衡ある発展という考え方、要するに東京一極集中に対して、地方に対して広域的な要請が十分にあるという視点の意見が、そういう先生方や地方の代表の方から出されたということでございます。

○委員長 そうすると、先ほどの第8回の国土審議会のことで、冒頭で東京への人口集中がますます進んでいるのではないかというご指摘があったわけですが、やはり相当地方の側からの憂慮というか、何とかやってくれというのが強いということですね。

○事務局 そうですね。そういう感じですよ。

○事務局 国土審議会でもエピソード的にこんな話が紹介されました。農村で村会議員とか、おじいちゃん、おばあちゃんが一生懸命要望されて、橋を架けたと。そうしたら、そのおじいちゃん、おばあちゃんは東京に出てしまい、結局、その橋を使う人があまりいないというような形になってしまったと。この事例から、やはり農村における住まい方ということでも、均衡ということで全部ばらまくのではなくて、人がいなくなっていくということではありませんが、ある程度集約化して住むような考え方も議論をしてほしいという話がありました。そういう形でバランスよく議論をしてほしいという発言もあったということは知っておいたほうがよいかもかもしれません。

○委員長 そうしますと、ここでも大都市圏の問題や非都市圏の問題が出たりしているわけですが、全体として、均衡あるというのがどういう意味の均衡かにもよりますが、どのような国土形成をしていくかということがはっきり見えてくれば、それなりの地域の対応があるとか、あるいは納得していただけたらということになるということでしょうか。やはり地域を背負って出ている市長さんとか知事さん方は、現状を守りたいという意識は強いでしょう。

○事務局 審議会場で、大西隆委員ご自身が参加されて経済産業省でやられた都市圏の今後の人口増減、それからまた、それぞれのGDPの推計値が出まして、1週間以上前に新聞に出ました。そのことを報告されました。人口については、東京圏以外は全部減少という結果が出ていますし、その圏域別の経済成長についても、たぶん31圏域ぐらしか成長しないという結果が出ています。そういうこともありまして、一部にはそういう地方圏に対する危機感が出てきたのですけれども、その一方で、今のような国会議員の先生からも、必ずしも集落をすべて維持し続けるのはできないかもしれないというような懸念の声も聞かれたというような状況でございました。

○委員長 わかりました。ありがとうございます。今の件につきましては、いかがでございますでしょうか。

それでは、続きまして第2の議題になりますが、「団塊の世代の今後の暮らし方・生き方」というテーマの第2回目になります。本日は、高齢者の在宅ケアに造詣の深い、NP

○法人千葉・在宅ケアネットワークピュアの藤田敦子代表にお越しいただいております。そこで、「在宅ケアの現状と課題」というタイトルでご講演をいただくことにしております。はじめに事務局から簡単に説明していただいて、その後、藤田代表にお話しいただくということで、まず議論はお二人の報告が終わった後にまとめて進めたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

○事務局 私から、最初に問題意識だけをお話をいたしますと、「団塊の世代の今後の暮らし方・生き方」の1回目は、実は1月21日に検討させていただきました。内容は、中山委員から、「団塊の世代のライフスタイル」ということで、男性・女性を含めた価値観の変化とか、働き方、それから過ごし方、こういった話をお話しいただきました。お手元の資料の資料3-2がありますけれども、1ページ目をいただきたいと思います。これは野村総合研究所から出ました『ベビーブーマー・リタイアメント』という本から抜粋したものでありますけれども、前回のメインはアクティブ高齢期でした。「二地域居住」なんかもまさにこのアクティブ高齢期だと思いますけれども、その後には必ず要介護高齢期、あるいはここにきますようなターミナル期と、こういう時期が来るのは間違いないわけです。ですから、この辺りの話をもう少し勉強してみたいなという問題意識であります。

例えば3ページ目をご覧いただきたいと思いますが、高齢者向けの住宅や施設などもいろいろなものが出てきております。4ページ目にどんなものかというのも書いてあります。ただ、5ページをご覧いただくと、高齢者が虚弱化したときに望む居住形態としては、依然として自分の家で住みたい、こういう希望があるというのが現実ではないかなと思います。その際、最初に申し上げましたように在宅ケアは一つの重要な役割を果たすと認識しております。この辺りの課題を一度勉強してみたいという問題意識で、本日、藤田さんにおいでいただきました。以上でございます。

○委員長 それでは、続きまして、藤田代表よりご講演いただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○講演者 はじめまして、藤田でございます。よろしくお願いいいたします。

資料3-1をご覧くださいませ。「在宅ケアの現状と課題」ということで、厚生労働省の資料などを用いましてご説明をさせていただきます。

1ページ目を見ていただきたいのですが、これは内閣府が出しました「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」（平成13年）です。「虚弱化したときに望む居住形態」ということで、岩瀬計画官からご説明がありましたように、「現在の住宅にそのまま住み続けたい」という方が36.3%となっております。それから、現在の住宅を改装し住みやすくするというお答えも21.4%ということで、やはり半数近くが、どこかに移るということではなく、現在の住宅に住み続けたいというご希望がおります。

次のページお願いいいたします。これは、ただいま介護保険が来年度から動いてはまいりますけれども、現在どのような形になっているかということで、要介護別にサービスの利用状況をまとめているものです。1ヶ月だけのものですが、要支援、要介護1ですと、居宅サービスという形なのですが、だんだん要介護4、要介護5になっていきますと、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設などで半数を占める状況になっております。ただ、今後、来年度介護保険が変わってまいりまして、かなり要支援、要介護1を介護予防へ回していくこともございますし、介護療養型医療施設におき

ましては、これを介護老人保健施設、介護老人福祉施設へ移行しなさいというようなものも出ております。

次お願いいたします。どのようなサービスが居宅のところで行われているかということで、少し持ってきたものです。パーセンテージを見ていただきたいと思うのですが、訪問介護、通所介護、それから通所リハビリや福祉用具を借出し、そういうことはかなり多く出ています。居宅の場合は、三大といわれておまして、まずヘルパーです。それから外に出ます通所、こちらと、ここでは2.3%という形で出ているのですが、福祉用具でも、ベッドとか車椅子とかそういったものが出ているという形で、かなりその方の生活に合った住宅改修を行いながら、そういうような形の福祉用具ではないと思っています。よろしくお願いいたします。

次お願いいたします。私どもが最後まで家で住み続けるまちづくりをテーマにしておまして、主に在宅ホスピスケアという形で活動をさせていただいております。これは厚生労働省が「終末期医療に関する意識調査と検討会」を催しまして、ここでは、がん患者、脳梗塞など、ALSなどの難病、それから痴呆の方ということで、3種類という形で設けたのですが、今回お持ちさせていただきましたのは、がん患者に対してということのアンケートの結果でございます。総トータルなどは今回ここには入れてないのですが、自宅で最後まで療養することは実現困難であるというお答えをしております。一般が66%、医師が52%、看護が48%、新しく介護ですね、こちらも今回アンケートをいたしました。それが56%の中で、やはり家族の負担になるということで、自宅で最後まで療養することは実現困難と答えている方がとても多くございます。それから、病状急変時に在宅にいるのはとても無理だというご判断になっています。そして、医師はそれほど答えていないのですが、やはり経済負担を挙げておられる方もおいででございます。これは保険などで、入院したときに1日5,000円とかそういう形の給付があるのですが、在宅にいる場合はそういったものがございませんので、そのためのヘルパーを雇うなど、そういったことの経済負担がかなりあるという判断になっております。また、情報提供の形では、自宅に来て往診する医師、それから訪問看護が整っていないために24時間対応ができず、自宅で最後まで療養することは実現困難という答えになっております。そして、ここで一般の方のお答えが、訪問看護とか、24時間対応というところが少し少なくなっておりますのは、実際に介護をした経験のない者には、どのような状態で在宅しているのかということが一切わかりませんので、そのためにこのように答えが少なくなっていると思われまます。また、訪問看護も、やはり一般には周知がまだ整っておりませんで、在宅でどのようなことをして下さるのかということが一般にはわかりづらい状況のために、このように少なくなっている状況でございます。

次お願いいたします。これはよく出されています平成13年度の「人口動態統計」ですが、やはり自宅のほうがどんどん少なくなっておりまして、病院が約8割死亡場所という形の推移になっております。

次お願いいたします。今回いただきました「在宅ケアの課題」という形で少しまとめさせていただきました。まず、365日の24時間の安心ということが介護を受ける患者・家族の安心につながっているという答えがかなり多くございます。そのために、介護であったり、医療であったりというところで、その24時間の安心をどのように整えていくか

ということが課題になっております。それと、「住まいと道路などのバリアフリー」と書いてございますけれども、住まいにつきましては、多くが和式建築でバリアフリー化になっていない住居ということで、かなり車椅子を使いながら住み続けることが困難だということもあるのです。それに介護をするということはかなりストレスがございまして、どうしても、家族間の言い争いとかそういうことが行われてくるのです。そのときに毎回同じお部屋の中で顔を合わせているということでいろいろな問題を生じてまいります。そういったことも日本の住居はなかなか分かれて、専用の部屋で療養をする場所を得られないということも問題になっております。それから、「団地の住み替え」とありましたけれども、首都圏では、かなり公団住宅があるのですけれども、上の階の住居から外へ行くために、たったの5段を下りることができずに助け合いの会に手を貸していただかないと、そこに住み続けられないというようなこともございます。そのために1階へ移れる方法はないかということが千葉県の会議でもあったのですけれども、なかなか制度上でそれが難しく、購入をしている場合は、上の階の住居から移るために、そこを売るのに、買ったときの値段のままでは売れないというような、そういった問題も出てございました。それから、「ケアマネジャーの力量不足」のために、上手に在宅の中にいろいろなものを入れていかれないという問題もございます。「情報公開不足、選択になっていない」というのも、まず、ケアマネジャーを選んでから、そのような在宅ケアが届けられるという状況ではございます。では、ケアマネジャーがどのような力量を持った方なのか、どのような種類の方なのか、また、どのような分野を得意になさっておられる方なのかというふうな情報公開が行われておりません。それから、「身近なレスパイト場所」という形で街角デイと書きましたが、レスパイトといいますのは、家族の休息と一般にいわれております。先ほど申しあげましたように、特別な療養の場所を得られないということもございまして、そのために家族の休息が必要だということなのですけれども、介護保険の中に入りませんとそういう形もとれませんし、もっと身近な場所のデイが、そのような形ができる場所が必要ではないかとなっております。それから、「身近に相談できる場所」が必要だという話もございますが、これは来年度、地域包括支援センターをつくりまして、少しそれに沿った形にしていきたいというふうなものが厚生労働省から出されております。そして、これは千葉県で、後ほど資料でお見せいたしますけれども、在宅でなくても、「地域の人、場と離れない住まい」、そういったものをたくさんつくっていかねばいけないのではないかということ、これは全国的にもいろいろなところで試されております。厚生労働省からは、小規模多機能、または、特養とかそういう大きな施設をサテライトという形で、小さく分割した形のを幾つか設けて、住まいのそばにそういったものを設けていくという方策が来年度とられてまいります。そして、私どもからの意見ですけれども、これはケアを受けるということではなくて、これからその場所に住み続けるためには、や「いきがいか、与えられるだけではない存在と感ぜられる」ものもつくっていくことが必要であると思っております。

次お願いいたします。「在宅ケアを支えるもの」ということでまとめさせていただきます。住むための住居、それから介護保険などそういったサービスを使いこなせるだけの経済的な基盤が必要になってまいります。それから、介助を受け、毎日のお食事が届けられるような状況、そして、住まいがとてもきれいになっているような家事、日常動作が簡

単にできるような住宅改修なども必要になってきます。生活圏内の移動という形ですけれども、一般的に生活圏内といわれますと、中学校くらいという形の顔の見える関係性が一番いいと思います。ただ、生活圏内という形ですと、病院に通うなど、そういう形も高齢者の方はございます。そうしますと、一つの市町村の中で収まらず、ちょうど境目ですと、二次医療圏という場合もございます。緊急通報・24時間ケアは、先ほど申しあげましたように、安心を届ける医療施設とか、そういった介護施設にいないという不安をなくすためのものが必要だと思います。それから、今後、病院では、短期に退院するという形をどんどんとられてまいりますので、身体に医療処置を付けたまま在宅に戻られる方がかなり多くなっていく問題がございまして、在宅医療など、医療がある形でデイを行える場所など、そういった医療がとても必要になってまいります。それプラス、身近な場所での相談体制、それから生き甲斐や、地域の間と人と離れずその人たちと一緒に暮らしていくという観点が必要ではないかと思っております。

次お願いいたします。私は、船橋市の中の地域福祉策定委員の副委員長をさせていただきまして、船橋市の場合は23コミュニティ、その中核の中に一つずつ社会福祉協議会の子分といいますか、地区社協という言い方をしているのですけれども、そういうものをつくりまして、その中でミニデイサービスとか、助け合い活動とか、子育てサロンとか、あらゆるパーソナルアシスタンス活動を行っております。その中の私が活動させていただいています地区社協の、ある助け合いの会から出していただいたデータを今回お持ちさせていただきました。実際的にどのようなことで悩まれて、どのようなことが助け合いの会に依頼があるかといいますと、毎日のお食事のための炊事が121件、庭の手入れ、掃除、買い物、散歩の付き添い、そして、高齢者だけではなく、その中には子育て真最中の方がいらっしやいまして、保育が今、助け合い活動の中では大きくクローズアップされている状況でございます。それと、外出の付き添い、薬取り、力仕事、そして、件数的には少ないのですけれども、身の回りの世話とか、家事一般とか、市役所などの手続き、パソコンとか、家庭内の修理という形が出てまいっております。先ほどご説明申しあげましたように、来年度、介護保険の要支援、介護度1がかなり予防のほうに入りまして、その方々に機器を使いまして筋力トレーニングなどを行っていただくことを条件として、今までありましたヘルパーの介助支援が行われていくという方向性になっていると聞いております。そういたしますと、ほんのちょっとの助けがあれば、その場所に暮らしていけるのにといい方に対して、介護保険では助けにはなっていないという状況になっております。

次お願いいたします。今回、千葉県から参りまして、千葉県では、今、プロジェクト・ブレーメンという形で行われております。そのうちの2つを持って参ったのですけれども。このプロジェクト・ブレーメンとは、ロバ、イヌ、ネコ、オンドリが、それぞれ自分たちの特徴を生かして、協力しながら泥棒を退治し、楽しい音楽を奏でながら仲良く一つの家で暮らしたいというグリム童話の『ブレーメンの音楽隊』からヒントを得たものということで、千葉県民一人ひとりが、障害の有無や年齢に関係なく、みんながそれぞれの持ち味を出しながら、仲良く暮らしていける地域社会を創っていきたい、という願いを込めて、このようなサブタイトルをつけさせていただきました。ですので、今回、高齢者という形でお呼びさせていただいたのですけれども、私ども千葉県では、先ほどのパーソナルアシスタンスは、高齢者とか子どもとか障害者とかそういった区別なく、その人自身に対して

サービスを提供したり、場を提供したりしていられないかということを今話し合っております。その中で、住まいとかまちづくりに関係いたしますものといしましては、様々な方が集う住まいの場（ブレイメンのお家）研究会、『誰にもやさしい』まちづくり研究会などが行われております。これは千葉県プロジェクト・ブレイメンをホームページ上で見ていただきますと、全文が出てまいります。

そして、その中の『誰にもやさしい』まちづくり研究会で話し合われました内容ですけれども、「みんなでつくる新しい“新しいブレイメン型”地域社会実現の核となる取り組み例」ということでまとめております。こちらをぜひ今回皆様にご説明したいと思っております。「多世代・多分野居住・サービス提供型集合住宅」が今、全国的に各地で行われつつあります。現在の国土交通省から出されている規定とか、厚生労働省から出されている規定の中では収まりきれない、例えば高齢者だけでしたら、有料老人ホームという形ができるのですけれども、その中に子育てだったり、若者に1人住んでいただいて、高齢者をちょっとみていただいたり、子育て支援のサロンをつくってみたりとか、そういうような多世代・多分野を全部入れた形で住んでもらうという形が試されております。ここでは、その中に在宅サービスの拠点や保育機能が空間的に融合されていくのいいのではないかというふうにまとめてございます。

そして、「地域資源を活用した地域の活性化」ということで、地域の高齢者や障害者、お母さん・お父さんたちが自らの経験・特技を生かした体験ゾーンを自宅や公共スペース等に確保し、地域に住む子どもたちの学習・経験の場として、また、地域外の者が観光に訪れる福祉・観光・教育の相乗効果を目指していったらどうかということも話し合われております。そして、その隣にあります、道路や公共施設、公園等のハード部分に、「新たな地域福祉像」を目指すソフトと融合して、地域住民一人ひとりに優しい拡がりの空間を持ったりとか、みんなが活躍できる環境づくりをしたり、誰にも優しい地域、学校づくりを設けていったりしながら、多世代・多分野がサービス機能を持ちながら共存していける社会を目指していったらどうかという形をまとめてございました。そして、一つの形としては、よく話し合われているのですけれども、空き店舗等を活用した多世代交流や商店街の活性化をどんどん進めていられないかということも協議してまいりました。先ほどお出しさせていただきました助け合い活動も、団地の中の1つですけれども、もうほとんど商店街が皆さんおやめになられてしましまして、本当に空洞化がそういった団地では行われております。それで、助け合いのほうで子育てサロンなどもしておりますので、その店舗をお借りしてできないか。ただ、どうしてもお金を取ってというふうな、多額のお金ですね、普通の営業ができるようなお金を取ってではなく、そこに住むみんなが集まれる場所という形なものですから、安いお値段、または無料でそういった形ができないかというお話をしたところ、やはり規則的にはそれが難しいということがございまして、ある団地では、そこに介護保険のデイサービスが入ってはきたのですけれども、先ほどお示しましたように、介護保険外のサービスを必要とする方、または介護保険まではいかないけれども、ほんのちょっとの助け合いがないためにそこに住み続けることができない方が大勢おられます。その方々がそういった一つの団地の中の一角ということで、いつもそこに行けば誰かに会えて、何かお話ができる。そして、そこでは子どもも遊んでいる。そういうような繋がりを持ったその場所をつくることによって、お金を得ない形での助け合い活動



が行われてまいりますし、そういったことをぜひ可能にするような計画ができてきたらいいなというふうな思いがございます。

1つ最後、画像を本当は持ってきたいと思ったのですが、愛知県にあります「ぼちぼち長屋」「愛知たいようの杜」というものがあります。吉田一平さんという方がおつくりになられまして、雑木林はご自分のものなのですけれども、そこにまず幼稚園をつくりまして、その後に特老ホームをつくり、そして、ケアハウスをつくりました。また、1階に介護が必要な高齢者が13人、そして、2階の5部屋には4人家族とOLが住んでおります。お部屋は六畳一間ですけれども、共同のお風呂とトイレがあり、2階にはミニキッチンとユニットバスがついていまして、そこに4人家族とOLが住んでいるという形です。昔の本当の多世代が住む長屋という形で、若い方々には、お休みのときに高齢者とお話をしてくださいということで、通常の家賃よりもぐっとお安くお出しになったそうです。そうしましたら、今、介護の勉強をしている学生さんとか、そういうことに興味を持っている若い方は何人かおりますので、かなり倍率があつてお入りになったということでございます。それと、4人家族というのは職員の方ですけれども、そこに子どもがおりますので、その子どもに近所の子どもが訪ねて来て、自然とそこに住む高齢者の方とお話するなど、休日はとても楽しくお住まいになっていらっしゃるようです。この「ぼちぼち長屋」の周りには、介護関係の施設や居宅介護サービスや幼稚園、それから介護施設のそういった勉強をできるような学校なども取り揃えておりまして、一つのまちづくりという形で行われております。全国的に珍しい例でございましたので、名前だけですが、ご紹介させていただきました。

今、このような形で全国的にも幾つかの場所、東京ですと、コレクティブハウスみたいな形で、マンション的なところの一角のところのところにそういう形で多世代が住めるような試みがなされています。一つの住まいの中に自然とそういった形の多世代が自然な形で集えて、そして、団塊の世代がこれから高齢者になったときに、まだまだ若く住めると思いますので、そういった助け合いとか、そういう形で活動をしていただく。そうすると、自分が会社だけでなく、その地域のみならず顔の見知った方々から、とても頼りにされているというのが、その方々が今後生きていくいきがいという形に変わってまいりますし、また、高齢者の方は、介護保険を使いこなせるだけの財力のない方が、十分使いこなしていないという例もございますが、そういうような形での助け合いが行われていきますと、よりその場所にずっと住むことができるということも可能になってまいります。

今資料としてお持ちさせていただきましたものは以上でございます。

それと、千葉県で一人暮らしの終末期の患者が利用できるグループハウスに関するアンケート調査を行いまして、資料ということでお持ちさせていただいたのですが、先ほど出させていただいた全国的にいろいろ出ているのですけれども、1ヶ月に15万から17～18万ぐらい払わないとそういったところに住めないという形が現状なのです。ですから、それが払えるだけのお金を持っている方という形ですけれども、この中でどれぐらいお金を出せますかという形のアンケートをいたしましたら、5万円以下というふうにお答えし、それから、お食事が3万円以下とお答えした方が半数以上おられたという現状の中で、たくさんの方が市場の中で出てまいりますけれども、そこには住むことができない方も多く存在することをご報告させていただきます。

以上でございます。

○委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局よりの説明と、藤田代表からのご講演、この件につきまして、何かご質問とご意見はございますでしょうか。

○委員 最後の資料ですが、ここに入っている介護者の状況はどのくらいなのかということと、今後、時間がたつと、そういった方々もまたさらに不自由になる可能性もあると思うのですが、そういったときにこの体制で持つかどうかということをお教えいただければと思います。

○講演者 先ほど申し上げましたように、この「ぼちぼち長屋」の周りにケアハウスや特養ホームがございます。それから、居宅のヘルパーとか訪問看護とかそういった形のものも取り揃えてございますので、現在はその「ぼちぼち長屋」に住める、どちらかというところと痴呆的な方や介護度3ぐらいが多いのです。ですから、動けないとか、寝たきり生活という形ではない方々がお住みになっていらっしゃるのですけれども、もしそれが重度になったら、その場所がございますので、そういうような形に全体的な支援という形になっております。

記事が1つございましたので、こちらも置いてまいりますので、後でお読みいただければと思います。

○委員長 いかがでしょうか。

○委員 大変刺激のお話をありがとうございました。3ページの通所リハビリテーションのところ、ぜひ次の国土形成計画は、在宅のシステム、私はユビキタスネットワークと言っているのですが、ユビキタスネットワークの効用が人々の健康の予防とか維持管理とか、あるいは安心安全をもたらすことができますので、そういうところでちょっと刺激になりました。

というのは、だいぶ前に調べたことがあるのですが、脳卒中になって病院に担ぎ込まれた人が、病院で治療をやって、リハビリをやって1ヶ月後には家に帰ってくるということが行われるということですね。在宅になりますと、リハビリはなかなかうまくできませんので、徐々にADL、日常生活動作能力が下がっていくことがはっきりしております。これは随分前の資料ですが、東京女子医科大学がそれに対して、間欠的に、定期的にリハビリの訓練を行うと、寛解決態、要するに、ADLが下がらないで、ずっと日常生活ができるようになるというデータを示したことがあります。実に明快な議論なわけですね。そういう意味では、私は当時、随分昔ですが、間欠リハビリ入院制度をつくるべきだと。医療費が随分助かるよという議論をしたことがありました。当時は、残念ながらネットワークが発達してないために机上の空論で終わったわけでありました。ところが、今日、ユビキタスネットワークが随分発達してきており、ネットワークを使いながら、例えばWHOがADLの状況に応じてこういうリハビリをすべきだというメニューをつくっておりますけれども、例えばそういうものを合わせ技にしながら、在宅でリハビリが情報通信ネットワークの支援を借りながらできるということができれば、まさに予防介護にもものすごい効力を発揮すると私は思っております。

そういう意味で今回の国土形成計画は、在宅ネットワークをつくるのだと。要するに、介護のためにも、健康安全のためにもそうですが、韓国ではすでに各家庭に2007年ま

でに60%の世帯にホームネットワークを構築するという大アドバランが挙がっています。まさにそれが動き始めているわけでありませぬ。要するに、次の国土をつくるという観点から言うと、家というものはそういうものであるというふうな定義をしながら、要するにホームネットワークが完備している社会、それをやれば、まさに通所リハビリを、通所しなくても在宅でもできる可能性があるというような社会をぜひつくってもらいたいなというのが、私の次の国土形成計画に対する希望です。

ということで、もう一個申し上げますと、6ページ、ここも非常に刺激を受けたところではありますが。上から2つ目に「住まいと道路などのバリアフリー」の問題があります。私もこの問題は、昔、都市計画をやっていた関係で、バリアフリーも気になっておったわけですが。昔、JRの駅に、ハンディキャップを持った人がどう動けるのかという調査をしたりしたこともございます。当時から比べると随分変わってまいりましたけれども、当時考えたのは何かというと、どうせエスカレーターもエレベーターも今の駅舎になかなかつukれないのだったらどうするのですかと。階段の登り下り難しいですよね。道路を歩くといったって、車椅子の通れる道路幅がある道路はほとんどございませぬよねというようなことを考えたときに、1つ思いついたのは、昔、ロサンゼルスオリンピックで開会式にロケットで空から飛んで来た人がいました。あれを思い出して、あれを随分技術進歩しているよなと。そうすると、各駅に小型ロケットを置いておいて、ゼロGにするとコントロールできませんから、0.5G、重力を半分にロケットを発射させて、0.5Gになれば階段が自分で登れるということがあり得ますので、技術がどのくらい進歩しているかと調べたことがあります。ロシアまで行きまして、ロシアのロケット事業なんかも見てまいりましたが、なかなか技術的に難しいということがありました。

その後、例の小泉首相がこの前乗っていたジャイロスコープを使えないかなというようなこともちょっと考えたことがあります。今で言えば、筑波大学の研究室がロボットスーツをつくっていました。まさに体に装着すると、歩こうと思ったときにそれを支援してくれる。最近では、腕に装着すると、要するに重たいものでも持てる。要するに、自分の脳波の反応と筋肉の反応と同期化してロボットが動いてくれるという仕組みの開発が出て、来年か再来年あたり、たぶん商品化されるのではないかと見ています。

何が言いたいかということ、車椅子もバリアフリーも大切なのですが、移動のために使っていくような技術をもっときちんと開発しておくべきだというのがありまして、家庭にホームネットワークということと同時に、バリアフリーの対応のために、国土の移動のために技術の開発をする。今申し上げたように、ロボットかもしれませんし、ロケットかもしれませんし、要するにパーソナルに使えるような移動手段、サポート移動手段というような類ですな。あるいは補助する手段というものは、たぶん次の国土形成計画の大きなテーマになるし、ぜひそういうものを開発するということを考えていただければありがたいなと思った次第です。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○事務局 私も母を介護したことがあって、お金の話も大切ですけれど、人員がかかりませぬよね、特に全介護とか重介護の場合に。これから高齢者の数が増えて、若者の生産年齢人口が減ると、マクロ的にどうやってもちろんどうやって高齢者を支えるためにお金を稼ぎますかという議論と、もう一つは、パーソネルの数としてどうするかという議論がある

と思うのです。そのこのところの直観として、例えば後期高齢者には、分割していくのでしようけれども、入浴とか平均的には0.5人かかるのか1人かかるのかという直観的な数字はおありでしょうか。

それから、技術進歩によってライフスタイルがいろいろと変わるのでしようが、それによってひょっとしたら住まい方とか、財政の持っていく方とか、そういう国土計画の大きなマクロのところにはマネーとパーソネルはかかってくるような気がします。そこで、フレームとして考える必要があるかどうかというのが、一回どこかの機会に、議論をしておいていただくといいかもしれないと思います。特に団塊の世代については、大量な需要がそこで発生しますから。

○講演者 私ではお答えが難しいかと思いますが、ただ、私が思っておりますのは、高齢者だから介護をしなければいけないとか、介護のする手が必要だという発想をまず変えていくべきではないかなと思っています。これは外国ですと、福祉機器とかそういうのが発達して、一人暮らしでも、そういったものを使いながら、本人がいいと思えばそれで満足になるわけですね。ですから、満足度をどういうふうに持っていくかという問題もありまして、今の高齢者の方は、何もしないで、家族が言ったとおりに動くという意識がとても強くていらっしゃるから、家族がいなければそういった状態になったときに動くことができない、何もできないという発想になるのですけれども、これからの次の世代は、そういう状態でも自分が満足であると思えたり、何か機器を使ったりとか、そういったものでそれを可能にできるように持っていけば、人対人というふうな発想でなく持っていけば可能ではないかと思っています。まず、意識を変えていくことが一つではないかなと私自身は思っております。

○委員 在宅のシステムをベースにして考えていくのはこれから非常に重要ですし、ぜひ国土計画でそういう位置づけがなされるのであれば、最後まで在宅でいながら、みんなが地域の中で、要するに生活者としてずっと暮らしていけるようにすることが重要だと思うんですけど。先ほども地区社協のお話で、介護保険の対象にならないところをどういうふうにサポートしていくかというお話があって、その分が地域とか都市の中のソフトの部分を考えていくときに非常に重要になると思います。私の関心も、地域の中でコミュニティをつくって助け合い、あるいは何かいろいろなことをやっていくときにどういうふうな仕組みをつくっていくのかということにありまして、福祉の部分は非常に重要になると思うのです。

介護保険であれば保険でやりますし、医療保険に入れば医療保険がありますけれども、それ以外のところがどういうふうになされているか。いろいろなところで例えば地域通貨を入れていたりしていますが、あまりうまくいってないですね。あるいは自治会などが強化され、あるいは商店街の協力を得るとかして拠点をつくったりしながらも、非常にボランティアベースで、地域としてこれで持続できるのかというのが非常に不安なところが多いのです。それから、大学ですね。私のところも福祉を学びたい学生がおりますので、いろいろなところの地域に出て行くのですが、それでサロンをつくっているゼミもあって、先ほどの「ぼちぼち長屋」のお話がありましたけれども、これからの在宅システムをやるときは、基本的には、地域がとにかく総出になるような何か仕組みをつくらなければいけないのではないかなと思います。先ほどパーソネルの話がありました、いわゆる介護に

従事している人だけではなくて、いろいろな人が出て来たくなる、あるいはもう来なければいけないようなネットワークをつくる必要があるけれど、それはどうしたらいいのだろうというところで非常に悩んでいて、皆さんボランティアや病院で何とかやっつけらっしゃるのが現状だと思います。そういう資源の使い方、あるいはそのお金が今どういうふうになっていて、精神的なところでは、どういうふうに回されているのかというところで、おそらくもう事例ベースになるとおもいますが、アイデアがあれば教えていただければと思った次第です。

○講演者 私は船橋市の地域福祉に関わっておりますけれども、これはその中でも、そのような中核を23コミュニティに分けて、そこのところでちゃんと拠点を設けて、これは公民館の中に市で財源を確保しまして、公民館の中に地区社協の拠点をちゃんと設けて、そして、事務員なども配置をするという、一見NPO的な形で運用させていただいています。そして、公民館のその場所の中で、ふれあいサロンとか、ミニデイサービスとか、子育てサロンとか、福祉祭りの全体的な形で、学校も小学校とかそういう生徒さんにボランティアで入っていただきながら活動をするなど、そういう形をしております。

私は普通の市民ですけども、市民にとって、市とか県とか、特に国とかそういったことを考えるのはやはりとても難しいと思います。自分の実際の生活の視点で何が足らなくて、そのために自分は何ができるかということであれば考えることができます。そして、今その実際のケアをやるとしても、その方々は今まで会社の中にいて、建築に詳しい方やコンピュータのことが詳しい方がいらっしゃるわけですね。ただ、今はそれを取り込んでいくシステムもありませんし、取り込んでいこうという意識がそれを支えている現代的な問題も少しあるのかもしれませんが。新しい方々、若い方々を取り入れてそれをつくっていくというふうな形にはなっておりませんが、活動していく中で徐々に、若い力、若いアイデアを取り込んでいこうという意識がございます。ですから、バスなどがなく、そこに歩いて行くのが大変だった高齢者の方などが、ご自分でNPOを立ち上げて、小さなバスを走らせたりとか、そういうふうな試みは全国的に幾つかございますので、自分たちの生活のために、それは自分だけのためではなくて、自分の周りのみんなのためという発想で何か仕組みや場所を作ったり、そういうことをすると動きだしてくると思います。まず場所が私は一番大事だと思っています。

○委員長 どうもありがとうございました。

この議論は、まさにライフスタイル・生活専門委員会の中心的な課題ではないかと思いますが、もうだいぶ時間が超過しておりますので、このへんでおさめさせていただきたいと思いますが、先のことへの課題として、もう一度このことを議論したらいいかなと思うことで気がついたことがあります。

それは、前回、玉田委員からも住まい方のことで報告していただきまして、また、今回は、家そのもののバリアフリー化というか、要するに、藤田代表のお話と共通するところは、地域やNPOとか、そういう助け合いも大事だけれども、自分自身、一人でやっつけられるような条件をつくるということも非常に重要なのではないかというお話がありました。それから、石井課長からもそういう提案が、住まい方は大変重要な問題ではないかかということがございました。やはりこの共通しているものとして、それから別のところでは年齢によって家は余裕スペースが出てくるのに、実は若い人のところは窮屈だよという

話もあるし、住まいの問題は案外見落とされてきたのかなと思います。どこを選ぶかということについては、「二地域居住」というようなことがあったと思いますが、そのあたりも含めて、住まい方の問題をもう一度どこかで取り上げていただくのはいかがでしょうか。いろいろ事例を集めて、資料を提供していただくと、話が具体化してくるのかなという気がいたしました。前回も中井委員からもそのようなお話があったように覚えていますけれども、また続けてその問題を取り上げていただければと思います。

今ちょうど保井委員からのご指摘がございましたけれども、それはちょうどその筋へ繋がっていくのかなと思います。次に、「人口減少下の都市圏のあり方（3）」に入ります。保井委員から、「米国におけるコミュニティの自立的まちづくり活動—Business Improvement Districtを中心に」ということでご発表いただきたいと思います。その後、事務局よりご説明いただきたいと思います。

では、保井委員よろしく願いいたします。

○委員 B I D (Business Improvement District) を中心としたその地域づくりについてお話し致します。地域づくりといいましても、この国土計画の中では小さな範囲になるかと思えます。地区レベルのコミュニティづくりに関する、特に受益と負担の関係について話題を提供せよとのことですが、そこまでちょっといけるかどうか不安ではありますが、話題提供ということでさせていただきたいと思えます。

資料をめくりまして、2ページ目のところで、アメリカの地方構造につきましては、前回、西浦委員から詳しくご説明があったように思いますので、ここでは詳しい説明は割愛させていただきますけれども、この中で私が1つだけ申し述べたいのは、この図は一つ非常に単純ですけれども、一番大きな丸を州といたしますと、カウンティというのは、州の下部機関として位置づけられておりますが、隈なく設置されております。自治体であるMunicipalityというのは、基本的には住民の要請により設立ということですから、自治体がない地域がアメリカにはあると。人が住んでないところも多いのですけれども、要するにくまなく設置されているわけではないということです。日本におきましても、広域連合とか一部事務組合とかいった形で、自治体間で連携して、一つの事務の財源を確保して執り行うという仕組みはあるわけですが、アメリカにおきましても、1つあるいは少数の目的のために設置されるSpecial Districtという仕組みがあって、これが非常に広域で設立されることもあります。非常に小さなコミュニティレベルで非常に数多く設立されているという、そのこの部分にちょっと注目していただければと思うわけです。アメリカはこういう仕組みですので、非常に州によって多種多様ですし、それぞれの地域によっても多種多様な地域構造があって、このSpecial Districtがいろいろな形で負担を住民に税金なり負担金を、課しているわけです。そのSpecial Districtの境界線のところに住んでいれば、隣の人はSpecial Districtに関しての負担金は取られないけれども、うちは取られると。例えば固定資産税をベースとしてSpecial Districtであれば、毎年の税金の請求書を見ると、カウンティ、自治体と、その下に何とかSpecial Districtという形で書いて、何に自分がどのくらいお金を払っているかということが非常にわかるかわりに、隣に行けば、また違ったりするというので、非常に多種多様です。

アメリカでは、別にこれがいいと完全に言われているわけではなくて、否定的にとらえられる向きも非常にあります。否定的にとらえれば、非常に個別的に、この地域ではこれ

が必要だということでどんどん作っていったって、ある意味、地域ごとに勝手にいろいろな地域づくりを進めているということは互いの連携がとれないということであって、非常に排他的な地域づくりも起きるといえることです。それを乗り越えようという取り組みが先日の2種類の広域連携のお話にも繋がるのではないかと思います。

しかしながら、今日は、それとは反対の見方として、そういう非常に分割化された地域づくりの仕組みの中にも、少し見るべき視点があるのではないかと思います。特に非常に小さなレベルでつくられているSpecial Districtと、非常に広いものをそういうふうにもとめて申し上げますが、その仕組みの中で、特に地域の中の協力の仕組み、あるいは財源調達の仕組みについて考えるきっかけにできればと思っております。

次のページですが、「アメリカにおける地方政府財源の内訳」ということで、非常に大雑把ではありますが、County、Municipalityに比べて、Special Districtは負担金の割合がとにかく多いということです。基本的には非常に受益者負担で、サービスを提供された人から何らかの形でお金を調達するというような仕組みで成り立っているものが多いということです。

次のページをご覧ください。ただSpecial Districtといいますが、今非常に広いものを全部ひとくりにして言っておりますので、全部を取り上げようと思っているわけではありません。左下に、これまた大雑把ではありますが、Special Districtといってもいろいろなものがあります。例えば非常に広域で下水道整備をやっているというような、日本でいうような一部事務組合も入って、そういう非常に都市圏として広いものもありますが、私が今日ここで取り上げたいと思っているものは、もっと近隣レベルに近いところで、ご近所さんは、我々の地域、こういうコミュニティ施設をつくりましょう、あるいは街路をきれいにしましょう、そこをきれいに維持管理しましょうといったときに、こういうものを使っているという部分に注目をしております。

この独立性ということで、低い・高いと書いてありますが、そういうようなものも実はたくさんあります。先ほどの例えば財源のグラフなどは、センサス・オブ・ガバメントから取っておりますので、基本的には非常に独立性が高く、地方政府の一としても位置づけられるようなSpecial Districtだけでございます。ただ、それ以外に、もっとSpecial Districtと地域では言っているけれども、センサスには入ってこないような、日本で言えば、自治会に少し毛が生えたというか、それをもう少しきちんとマネジメントして、何らかの事業をちゃんと地域としてやっている程度のももあります。コミュニティ施設とか、身近な公共サービスをつくるというのは、中間ぐらいに入るのかなと思っております。その右のグラフは、この委員会でも何度か資料の中に入っていたものです。これは不動産関係の主に実務家の方々が読まれるような資料をつくっているところが出しているSpecial Districtという本の中の表ですので、シンプルにし過ぎているところはあるのですが、非常にわかりやすくSpecial Districtでの位置づけておりますので、載せております。要するに、地域の中で何かの公共施設、共同で使うような施設なりサービスが必要だとなったときに、それが受益の範囲を特定可能だったら、基本的には自治体にお願いするものではなくて、Special Districtのmatterになるとここでは整理してあります。それをどういうふうにするかという仕組みをつくる時に、特に財源調達に関して考えていくのかというときに、何らかのサービスをやって、その利用者が特定できるのであれば利用料が必要だと。

あるいは、もっと間接的に、それを作ることによって地価が上昇するとか、環境が向上して住民が恩恵を受けるのだというようなことであれば、もう少し間接的な負担金を考えるとか、そういった形で新たな基盤整備需要を作りだす。新住民が来ることによって、また新たな基盤が必要になるということであれば、新住民だけにかけるとか、あるいはその施設で利用可能者がその地域の全住民になるのであれば、全住民にその使用料を課すとか、そういった形でそれぞれ必要になるものについて、誰がどういうふうにお金を払うべきなのかということを考えていこうというふうに進める。非常にアメリカらしいやり方かと思いますが、そうやって進めているということのようです。

ページをめくっていただきまして、コミュニティレベルのSpecial Districtが典型的にどのように使われているのかというあたりで2つほど事例を載せております。もう一ページめくっていただきますと、今のページの表は整理したものですけれども、事例に進みまして、非常に代表的なものとして、そこでフロリダ州とかジョージア州とか、それ以外にもいろいろな州にこういうものはありますけれども、「Community Development District」が多く州で法制化されていまして。基本的には、そういう枠組みが州法であるのですが、つくり方としては、地権者がこの地域でこういう基盤整備をしたいということを話し合いを始めて、フロリダ州の場合は100%ですけれども、そうでないところも多くて、例えばジョージア州ですと75%です。もっと低い合意数字のところもあります。そういった形で合意をしたところで、地区内の街路や地区内でみんなが使う公共施設なんかをつくって、その後の維持管理をするというようなものです。例えばフロリダ州のコミュニティ開発地区というのであれば、州内に116あると。ジョージア州のコミュニティ改善地区は78地区あるというようなものでして。こういうものをつくって、自分たちの家、私有空間の外の部分ですね。公共空間にあるものをみんなでお金を出し合って、地域の人たちが何らか改善したり、あるいはそれを維持管理していったりということをやっているということです。

おそらく、委員の皆様方もBuckhead Communityというのは皆様ご存じだと思います。もう少し共同で開発したようなところで、私有地か公有地ということで言えば私有地になりますが、門で囲われて住宅開発をして、共有部分をみんな管理組合をつくって開発するというものを、さらに公共空間までそれを適用するような形で、日本的に言えば一つの官民連携の地域づくりの形態をつくったのがこのあたりの事例ではなかろうかと思います。次のページとその次のページに事例を少し載せております。例えばジョージア州の場合であれば、これは基本的には事業者はオフィス地区で、事業者といいましても、資産所有者ですので、住宅以外の資産を持っている、ビルを所有している人とかによる負担金が財源になっておりまして、自治体と連携しながら、街路のコリドー計画をつくって、交差点の改善とかを実際にそのお金で行っており、それ以外に、自治体と連携して別動隊を作って、コリドー計画を作って、アクセスの向上計画を作るなどということをやっています。その次のフロリダ州のものは、住宅地です。まさにいわばニュータウンの中の共有施設なんかを地域の人たちが自らの負担金をもって共益費などというものを出して、地区の中で維持管理しているという話です。クラブハウス、プールとか、テニスコートとか、こういうものはよくお聞きになるのではないかと思います。こういった仕組みでやっていって、地権者が負担金を出して、それを財源として、管理委員会のようなものを作って、マネジャ



一を1人連れてきたと。まさにマンション管理組合を住宅地にまめに広げて適用しているというような仕組みになっております。

ページをめくっていただきますと、そういうSpecial Districtはどういうふうに設置されて、どういうふうに意思決定されて、どういうふうに事業をされているかというのが、その青枠の下に載っています。その表をまとめますと、最初に申しました地権者、要するにそのサービスが欲しいのだと、受益を期待する人たちが要請して設置して、そして、自分たちで運営主体を作っていると。多数決で意思決定して、何らかの施設やサービスをやると。それが終われば解散するし、あるいは効果が出なければ解散するというようなサンセットの規定も入れてやっているのだということです。これは州法で準政府機関として位置づけられれば、いわゆる低利の免税債の発行が可能になりますので、それで政府側として見れば、ある意味自分で財源を別に調達しなくても、地域の負担金をベースにして、地域で債権を発行して、基盤整備をやるという仕組みになるので、自治体としてもメリットがあるということで、非常に多用されているということです。

ページをめくっていただきまして、そういうものがアメリカで非常に新しいものではなくて、昔からそういう従来型と先ほど書きましたように、非常に多用されているSpecial Districtの使い方ですけれども、90年代に非常に進みましたが、ダウントウン、いわゆる日本では中心市街地というふうに置き換えられますが、そういうところでもう少しソフト面、地域に人を呼ぶためのマーケティングとか、イベントとか、あるいは街の美化とか、治安維持、自警団のような取り組みなどを、今までのSpecial Districtの仕組みを使ってみんなで負担金を拠出してやっていこうということが始まって、非常に普及いたしました。さらには、イギリスやドイツにも同様の仕組みが輸出されるような形にも至っていて非常に多くなっています。

どういう仕組みかといいますと、先ほど言ったSpecial Districtとほとんど同じです。ただ、先ほどのものが、基本的には何らかの基盤整備をするというハードの事業だったのに対して、もう少し地域の活性化の事業というので、ソフトに事業がシフトしているということです。ただ、そういうものを地域としてやる必要があるということになった地域内の合意をもとに、先ほどのような、準政府といわれるような地域組織が作られていると。運営は地権者がある意味地区管理組合のようなものをつくるわけですが、そこが負担金を財源にしたものを持ちまして、また、運営主体となるNPOを設立します。小さな町なんかでは、NPOではなくて、もう少し日本で言う第三セクター的な自治体が協力する形の組織になったりすることもあります。大都市ではNPOが民間ベースで地域の中につくられます。その財源を使いまして、地区のマネジメントの責任者をきちんと雇用して、拠点を作って、様々な活動を地域の中で行っていると。非常に様々ですが、そこに書いておりますような活動がメインでして、清掃、治安維持など、それからイベント実施、それから中心部ですので、渋滞の問題とか、いろいろ交通に関する問題がありますので、地域の中で循環するようなバスを走らせたり、あるいは駐車場の管理を行ったりというようなことをやったり、それから地域の中のデザインコントロールとか、いろいろな合意形成、調整なども行います。地域に関して、例えばテナントがどういう分野に偏っているのか偏っていないのか、あるいは空室率がどうかとか、賃料の動向がどうかといったようなデータの整備をしたり、自ら地域を代表してテナント誘致などを行ったりするほか、ここには書

いておりませんが、例えば中心部でホームレスがたくさんいることが課題になれば、その人たちの自立支援に向けた取り組みを、それそのもの、あるいはほかのNPOなどと連携して行ったり、本当にいろいろなことをやっております。

その次のページ、事例を載せております。例えばニューヨークの中心部では、こういったNPOがそれぞれ負担金をもって、予算を相当程度に確保して、そこに書いておりますような、清掃、警備、いろいろな整備、イベント実施等をやっているということです。最初の事例のGrand Centralの周辺は、今では非常に賃料の高い大企業の集積している街ですが、80年代頃は、ターミナルの周辺ですので、非常にホームレスが多くて、どちらかというところでは衰退傾向にある地域だったと言われております。景気もありますけれども、こういう地域団体が24時間365日体制で、本当にある意味行政を補完するような感じとも言えますが、今では、例えばゴミが落ちていた、なおかつ地域に問題が起きたというところ、先ほど藤田代表から、自治体は遠いという話がありましたが、まさに自治体ではなくて、BIDの事務所に電話をするのです。こういうBIDのマネージャーは、ニューヨークでは結構大きくてビジネス化していますけれども、小さい町のBIDでは、携帯電話をとにかく持っていて、何か起きたら24時間体制で駆けつけるという、自分の仕事はいつ遊んでいてもいいけれども、24時間体制で、何かあったらとにかく駆けつけると。そのような主体を地域の中で持っているということです。

そういうものがこういう先進的なビジネス地域にもあれば、例えばニューヨークの中でもハーレムなどは、いろいろ連邦政府、州政府などの補助・支援もありますけれども、非常に衰退した地域ですが、そういうところでも地権者が中心になって、将来構想をつくり、さらにこうやって一定の負担金をもって地域の運営をしていると。それについては、もちろん自分たちで自立できる地域ばかりではありません。ハーレムも、負担金だけでは、例えば治安が非常に問題になっていても、警備員を雇うこともここはできません。ですので、いろいろ助成事業をあたって別の財源を得たり、あるいはもっと小さなニュージャージーなんかの中心部なんかになりますと、中心部を活性化することは都市としての一つの課題です。こういった地域に自立できるような組織を作って、持続的に活性化事業をやってもらうというのは、政策的にも誘導したいところですので、例えばマッチングファンドのようなものをつくって、10年間、最初は本来必要な財源の半分ぐらいを地域でとにかく出し合ってくださいと。あとの残りは自治体が支援しますと。10年ぐらい段階的にその補助の率を下げられていって、まさに地域としての自立支援を自治体がやっていくというようなことをやっております。

こういった仕組みを踏まえまして、国土計画の中でどこまで考えていくべきなのかというのは、私ちょっと想像がつかないのですが、ただ、かつての国土計画と環境が異なっているのは、地域の課題がいろいろ多様化していて、おそらくこの委員会の中でも、NPOとの連携などはすでに多く話題に上っているのだとは思いますが、こういった官民連携がなければ地域づくりが不可能になっているという現状があるのではないかと思います。そういう中でどういうふうな位置づけていくかということですが、1つは、財政難の中で公共サービスを効率化したいという地方自治体の希望があります。そういう中で、民間委託、民営化といったような動きがある中で、地域にできることは地域にという流れもあります。それだけではなくて、地域の中でプラスアルファのまちづくり、

特に最近では自警団とか、自分たちできれいに花壇をつくっていかうとか、そういうのは結構増えてきているように思います。

そういった形でコミュニティ、民間というのも何ですけども、行政と住民の関係が発展してきている中で、そういったコミュニティに関する受益と負担はどういうふうを考えるべきなのだろうかと考えますと、地方分権の絡みでもいろいろ議論をされていますが、行政が担うべき範囲は、いわゆる地域におけるシビルミニマムはどこまでなのかと。それ以上のものが求められる場合にはどういうふうにしたらいいのかと。地域が自助あるいは共助でまちづくりを進めるような仕組みをつくる必要があるのかどうかというところ。それから、先ほど例えばアメリカではダウNTOWNにまちの重点をシフトさせるためにいろいろ補助を出したりしていると言いましたが、そういった政策としてまちの構造なり、公共サービスの提供の仕方をシフトさせていかうとするのであれば、そういうものに関して、インセンティブとして、例えば先ほどのようなマッチングファンドや、あるいは助成金のような形とかを考えていくのかということ。こういったミニマムとそれ以上なのか、あるいは政策の方向性への貢献というかで、こういった誰がどうやって負担するのかということを考えていく必要があるのではないかなと思います。

その次の表は、アメリカが抜けておりますが、そういう中でアメリカのSpecial Districtをいろいろ追ってきておりますと、アメリカにおいても、時代に応じて少し考え方が変わっているのではないかなと感じました。といいますのは、アメリカは高々200年やそこらの歴史ですので、最初にこういった仕組みがつけられたときは、とにかく基盤整備が求められた時期で、例えば道路に代表されますように、特別な利益を得る人には応分の負担金を課するという考え方だったわけですけども。自家用車の普及が進んで、1950年代以降、60年代、70年代ぐらいは、中高所得者の郊外移転が進む中で、まちづくりに対しては自分たちでつくって結構ですというような形で、本当にやれる人は自分でやりなさいという形で、自助・共助でSpecial Districtをつくって基盤整備を行ってきたという時期だったと思います。しかしながら、近年は、アメリカの中でも、都市の中心部の衰退を問題化する中で、コンパクトシティとか、スマートグロスとかいろいろ言われる中で、もう少しそういった政策課題に対して、住民なり事業者なり、私人が関わってきやすいような、いわばインセンティブのような仕組みをつくっていくと。その一つとして、例えばBIDなんかは、そういうのをつくると、地域としてそういうのを作ると少し裁量が与えられることとなります。年間計画をつくって、その事業計画は自治体に関係部署に全部回るわけですね。そうすると、それに基づいてイベントをやるときに、非常に自治体の協力を得やすくなりますし、その計画自体、計画に沿って行う事業は、こういうインセンティブがあるというわけではないのですが、非常に自治体が協力的にどれに対しても対応してくれます。

実は私も中心市街地の活性化の関係で、日本の地域に関わったり、あるいはそういう調査を行ったりしたこともあるのですが、日本においても結構いろいろやっているところは、中心部は、ゾーニング権という言葉がこの間使いましたが、要するにこういう機能が自分たちの地域には必要だと。でも、思ったとおりにはないというようなことで、地域の中で、もう少しテナントミックスのようなこと、あるいは住宅機能とか、そういうまさにどういう機能が必要で、どういうふう誘導したいかということを考えていた。あるいは

自分たちの地域で道路を買いたいだけという地域もありました。要するに、道路をイベントとかで使うとか、あるいはきれいにするとか、そういうことを自由にやりたいというようなことを中心部として言っている地域も日本の中にもあります。

そういう中で、次のページでは、共助型のまちづくりというのでしょうか、地権者や事業者、その地区の中の関係者が中心になってまちづくりを行うような仕組みが今後考えられるのではないかなと思います。現状としましては、東京の中では例えば汐留など、地権者が中心になって実施している地域管理があります。そのほか幾つか書かれています。千葉の鎌ヶ谷の駅前とか船橋とか、この辺は何かというと、再開発なり区画整理なり、何かの事業をやって新しくできたまちを、自分たちで盛り上げていこうということで、地権者が中心になって、開発後の維持管理をやっているというような取り組みではないかと思えます。下も、そういった少し地域の改善を含めていますので、開発がないというわけではなく、丸の内もどんどん進んでいますけれども、それ以外のものも含めて、市街地、特に都市の中心部を事業者、地権者など、地域の人たちが中心になって運営していく仕組みが日本の中でも結構増えてきているかと思えます。そういうのはタウンマネジメントとか、エリアマネジメントとか言われますけれども、地域管理の仕組みを、その中心のみならず、今後の地域管理、地域づくりの中で位置づけていく必要があるのではないかと思えます。

ページをめくっていただきまして、これから特に都市の更新が進む中で、どういうふうなまちをつくるかという、再開発の事業を作るだけではなく、その後のこともセットで考える必要があります。そういう中で私としては、まちの共益費みたいな概念、地区を運営していくような仕組みを考えていく必要があるのではないかなと思います。おそらくいろいろ私も地域の中でかかわっている中で、既存の商店街でこういう地権者がお金を出して何か管理組合をつくりなさいといっても非常に難しいです。おそらく新たに更新するとか、まちをある程度再開発、機能更新を図るといえるときが一番やりやすいのかなと思えますが、そういうところでその後の地区管理の組織もきちんとつくった上で事業を進めていくというような仕組みがあってもいいのかなと。そういう仕組みが場合によってはそれ以外の既存の市街地にも取り入れることが可能にしておくというふうには思っております。

イメージとして、最後に書いておられますのが、地権者主体となったコミュニティ組織と書いていますが、管理組織のようなものです。これはアメリカにも若干近いのですが、若干違うのは、もう少し日本のまちづくりは開放型で進んでいますので、そういうところが主体になりつつも、NPOがさらにつくられて、そこと住民なり事業者なりボランティアなりが参加しながら、行政と連携しつつ、開放型でまちづくりが進むような仕組みを考えていくのかなと思っております。

あとは言葉だけですけれども、こういう中で、今、福祉やまちづくりでよく言われているのは、ソーシャルベンチャーといわれる社会起業家です。例えば会費制で互助サービスをやるとか、まちづくりであれば広告料とか、いろいろな店を地域として出して、その事業収入でいろいろな事業をやっていくとか、そういった考え方でコミュニティを運営していくというの、今後多くの場所に出てくるのではないかなということで、少し念頭に入れて考えていくといいのではないかなと考えております。長くなりましたけれども、これで締めさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。具体的な事例を紹介していただいて、いろいろ像が

見えやすくなってきたのではないかと思います。

では、続きまして、事務局より「人口減少下の都市圏形成」についてという資料に沿ってご報告いただきたいと思います。お願いします。

○事務局 お手元の資料4-2、それから参考資料の4-2、この2つに沿ってご説明させていただきます。

まず、資料4-2でございます。

1ページ目。これは持続可能性について事務局で整理中のものございまして、過去をお示ししたものでございます。もし後でお時間があれば、ご意見をいただきたいと思っております。

それから2ページ。これも人口減少等の社会経済情勢の変化が都市圏に及ぼす影響として、4つの視点から整理しようとしておりますものでございまして、これもまだ整理中というものでございます。これももし後でお時間があれば、ご意見をいただきたいと思っております。

それから3ページ。これも同様に、都市圏の課題を人口規模別に整理しようとしている、まだ整理中のものございまして。これもお時間があるようであれば、後でご意見をいただきたいと思っております。

本日特にご意見をいただきたいと思っておりますのは、4～6ページでございます。4ページの資料は、「これからの生活圏域を考える際の視点とは？」と冒頭に書かせていただいておりますが、これは前回の12月1日の委員会で一度お示しをさせていただいて、ご意見をいただいたものでございます。この方向で大体検討を進めていくということで、大体賛同が得られたのだと理解しておりますが、若干ご意見をいただきましたものですから、修正をさせていただいております。真ん中の四角の「これからの生活圏域を考える際の論点」の最初の2行につきましては、社会サービスの供給能力に合わせて市街地を再編するのだけではなくて、役割分担を再編するのが大事ではないかというご意見がございましたものから、ここを充実させていただいております。

その同じ四角の○の2番目につきましても、若干表現を変えさせていただいております。

前回ご議論いただきましたこの整理の仕方を、さらに事務局として今後検討を深めていくためにさらにご議論をいただきたいとして、視点を整理し直させていただいたものが次の5ページでございます。5ページとして、今後さらに議論を深めるための論点の整理として整理させていただいておりますが、一番上のところです。基本的には、前提といたしまして、いろいろな社会サービスの供給主体を基本的に基礎自治体単位ということと、それから、社会サービスの提供につきましても、規模の経済が作用するのではないかという前提の下で書かせていただいておりますが、そうすると、これから人口が減っていくなどのいろいろな変化の中では、やはりどうしても効率化が必要になってくるのではないかということと、さらに、全てを行政の責任において行うのは困難になるのではないかという2つの視点が特に大事ではないかと思っておりますということで、効率化につきましては、その効率化を進めるために、基礎自治体単位の自助努力で対応可能な場合、あるいは対応可能なものにつきましては、効率化のために、例えば計画的な市街地の縮退を通じて効率化をしていくことが大事なのではないかという視点を挙げさせていただいております。具体的には、その土地は私有財産という前提に立ちまして、その私有財産を持っている所有

者あるいは居住者という方の意思あるいは合理的判断の結果として、どうやって集約をすればいいかと。そのためには行政としては何ができるのかという観点から是非ともご意見をいただきたいと思っております。

併せて、その場合に、やむを得ず社会サービスの水準に結果的に差が出ることもあり得るわけですが、その場合に居住地を選択したいという自由を保証するために、要するに移り住むことに対してもコストをどうやって下げるのかということも併せて考えるべきではないかと思っております。そのために何をすべきか、ということにつきまして、是非ともご意見をいただきたいと思っております。

それから真ん中の四角ですが、効率化を進めるというもう一つのやり方として、基礎自治体単位の自助努力では対応不可能なケースの場合は、広域的に連携していくことを通じて効率を上げていくこともあり得るのではないかと思っております。その場合、現在、広域連合等の仕組みはございますが、その場合、今までいただいたご意見で受益と負担の調整をするということが今の仕組みでは難しいのではないかという問題意識のご意見をいただいておりますし、その場合、自治体間の役割分担の結果として、例えば統廃合などの場合には、遠くなる住民がどうしても発生することが考えられますが、例えばそういう場合に、アクセスビリティが低下することを通じて、社会サービスの水準が低下するという、住民に差が出ると。住民が受け取るサービスのレベルに差がつくということ国民に受容してもらえるのかどうかという点について議論があり得るのではないかと思っております。

それからもう一つの視点ですが、すべてを行政の責任において行うのは困難なのではないかという点につきましては、今の保井委員からいろいろ参考になるご意見をご説明いただいたところですが、質の高い社会サービスを供給するためには、官だけではなくて、官民の共同があり得るのではないかということで整理させていただきますと、NPOと新たなコミュニティが形成されていくことが期待されるわけがございます。その場合に、今までも委員からはご意見をいただいておりますが、歩ける範囲のコミュニティが果たす役割というのが重要ではないかというご意見をいただいておりますので、これをどう生かしていくのかということにつきましてもご意見をいただきたいと思っております。また、行政と民間の役割分担を明確にするということで、それぞれどういう役割が要するのかということがございます。先ほどの保井委員から、地域の課題は多様化している、それから、効率化ということのためにも民営化することが大事なのではないか、あるいはプラスアルファのまちづくり、自助・共助の仕組みというようなキーワードを幾つかいただいておりますが、この点を具体的にどういうふうに関後検討を進めていくのかという方向性につきましても、ご意見をいただきたいと思っております。

一番下の青い箱がございますが、国土計画の中にはこれから何を書いていくのかということがございますが、以上のような3つの視点の流れの中で、国は何を提示し、何を求めていくのかということにつきましてご意見をいただきたいと思っております。この5ページについて意見をいただきたいのですが、5ページの論点をちょっと大胆に割り切って模式図にさせていただいたのが次のページの6ページでございます。

左側に現状がありますが、ピンクと緑を含めまして、一つ一つ丸いのが基礎自治体のイメージで書かせていただいております、それぞれに拠点があつて、サービスが提供されているのを矢印の太さで、そのサービスの水準を模式的にイメージしたものでございます。

放っておくと市街地の密度が低下して、拠点性も低下していくということで、他方、市街地も無秩序に拡大していくということで、サービスレベルが低下する、あるいは供給していくことそのものが困難になっていくことがあり得るのではないかということイメージとして表したものでございまして。他方、では、どうするかというと、目指すべき姿が右下のところでした。拠点を選択と集中で役割分担する。それから、市街地も計画的な縮退をしていく。同時にアクセシビリティを確保していくということで、他方、そうはいつても、計画的縮退の間で、自分のところに引き続き住みたいという人の自由はやっぱり保証しなければいけないのかなということにつきましても、ぜひともどういう整理の仕方があるのかということについてご意見をいただきたいと思っております。ということで、イメージでございますが、ご意見をいただきたいのは特に5ページでございます。

参考ですが、16ページまでは今までお示ししたものでございまして、17ページ以降は、社会サービスが低下していくことの事例を可能な範囲でホームページ等から入手して整理させていただいたものでございます。これはご参考にさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

閉会まで時間がございませぬが、できる限り問題点を指摘していただくということでやっていただければよろしいかと思います。先ほど、保井委員からは、この5ページの3つ目の箱、つまり共同というところでしょうかね。それから、縮退とか連携という言葉で説明できるような、人口減少下の都市圏のこれからの形成に対する見取図が示されました。どうぞご自由をお願いします。

○委員 では、5ページのペーパーについて1点気がついたことだけをお話ししたいと思います。基礎自治体単位の自助努力で対応可能なところの矢印の下に、土地所有者の合理的判断の結果として集約化が進むため、行政として何ができるかという文章がありますけれども、この土地所有者の合理的判断を期待するためには、行政としてどういう合理的な計画をつくれるかということが大事だと思いますね。やはり先ほどの受益と負担の話もありましたけれども、土地所有者が判断しても、土地を集約化という方向で処理するためには、全体のフレームワークの中で、受益と負担、コストとベネフィットがちゃんと土地利用なり何なりの計画の中で示されているということが大事で、計画のあり方が、今後自治体のあり方を問われるのではないかと思います。

それから、広域的な中で受益と負担を考えると、広域土地利用計画をどういうふうにつくるかということがあります。そこもきちんとした評価があるような形でつくらないと、フレキシビリティがあり過ぎる計画では無理だろうと思います。

もう一点、先ほど保井委員の話を伺って思い浮かべたのが、アメリカのB I Dの話もありましたけれども、日本で言うと、最近話題になっておりますのは指定管理者という話があります。公共サービスを民間にどんどんアウトソーシングしていくということです。来年度中に幾つか、期限が切られていますのでやらなければいけない。あれは特に民間にサービスを委託して、行政がサービスを提供する範囲が徐々に縮まってくるというようなことも考えられますので、ああいう動きも一つ何か位置づけられるかもしれないと思います。

○委員長 ありがとうございます。

どんどんご意見出していただくほうがよろしいかと思いますので、どうぞお願いします。

○委員 事務局ご説明の資料4-2の5ページに関連してお話しさせていただきたいと思  
います。計画的な市街地の縮退という話は、私は非常に重要だと思っております。むしろ、  
いかにそういう行政的なフレームワークをつくるかということに着手して取り組まなけれ  
ばならないのだろうと思います。そういう意味では一番簡単なのは、まさに費用便益を比  
較するという話であります。行政サービスをかつては市街地であったけれども、自然に縮  
退してしまって、離れ小島のような形でどうしてもそこに残りたいという住民がいたとし  
て、そこに引き続き行政サービスを行うということだとすれば、当然それに対してコスト  
がかかると。だけれども、それに対して、むしろ集中という形である程度行政が費用負担  
を部分的に補助するかわりに移り住んで欲しいということが促せたときのコストと比較し  
て、さて、どちらが安上がりなのかというようなことは、本当は何か義理も人情も何もな  
いではないかということになるかもしれませんが、さすがにそこまで私は自治体の財政が  
20年後も30年後も豊かであり続けるとは思えないわけであります。若干そこは冷たい  
言い方かもしれませんが、その判断はある程度部分的であれ自治体はやっていかな  
ければならないだろうと思います。そのほうがむしろ移り住んだ住民も、つまりみんな  
がいる市街地の中で再び暮らせることができるということで、それなりに自分の生活の豊  
かさも意識できるのではないかと思います。

それから、国としてどういう論点を出していくべきかという話ですけれども、私はおそ  
らくこの問題は、地方自治法とかそういう問題が極めて密接に絡んでくるころだと思  
うので、国土交通省のmatterじゃないと言われるかもしれませんが、そのあたりの調整も含  
めて、国土形成計画を組んでいく上で必要な措置を講じるべきところは、地方自治法の改  
正も視野に入れながら連携していくというようなことはあって然るべきなのではないかな  
と思います。

特に、保井委員の話と関連づけると、今後、必ずしも自治体が完全に主導的な立場にな  
ってまちづくりをしていくのがベストだと言えないケースも出てきます。民間が主導的な  
立場でまちづくりを行うことが非常によい形でまちづくりができるというケースも出てく  
るのだろうと思いますので、そういうところでの行政規制の緩和と、民間で主体的にまち  
づくりを行うことができるように、さらに行政基準を緩和していくというようなこともお  
そらく必要になってくるのだろうと思います。今は地方分権の動きがあるので、国の権限  
を自治体にということでは権限移譲が進んでいることが多いのですが、ひょっとする  
と自治体が受け皿になることがベストかどうかかわからないようなものもあれば、それは自  
治体をも含む民間ないしはNPOとかが受け皿になれるような形でのスキームづくりとい  
うものが必要になってくるのだろうと思います。

それから、官と民の役割分担についても、国土形成計画の中でも言及、これは多少一般  
論的にならざるを得ないのかもしれませんが、言及する必要はあるのだろうと思います。  
そういう意味では、先ほど保井委員がプレゼンテーションされた中でも話題になりました  
けれども、官ならではのなせることは、徴税権とか強制執行権とかを背景とした民にはで  
きないことがあって、どうしても住民を説得することが容易でないときには、ある程度そ  
ういう強制的な権限を行使していただいて、全体のために公益のために動いていただくこ  
とが必要です。こういうことは自治体ないしは公共部門の重要な役割ということだと思  
うのですが、受益と負担のあり方を考える上で、究極的には、民間にまかせれば受益と負担



はおのず見合うようなところで民間が動くということになるでしょうから、そういう意味ではできるだけ費用負担のあり方を考えると、そういうようなところは民間のほうに委ねていくというようなことがあっていいのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○委員 特に都市圏の郊外において、スプロール的なものを縮退させなければいけないのは、やはり大きな話としてはそのとおりなのだろうと思うのですが、せっかく作った住宅地を農地に戻してしまっているのかどうかというようなことも少し考えなければいけないのではないかと考えています。そのために、どうやったら維持できるかということで参考になるのが、先ほどの保井委員のお話にもありましたSpecial Districtだと思います。特にCommunity Development Districtのほうになると思いますけれども、こういったものをどうやって日本に根づかせていくかというのを本当に真面目に考えていかなければいけないと思うわけですね。

日本の場合は、郊外の新興住宅地は公的なものにしても、私鉄資本のものにしても、作った後は売り放しで、後は知らないというような話なわけですが、共益費を今以上に取るかどうかというのは別としても、その住民が主体になって共有部分を整備して、価値を高めて、空き家だらけになるようなことを避けるという、それを今やらないと、住宅需要が落ち込んで歯抜けになり始めた後ではなかなか難しいので、今こそ真面目にそこを考えていく必要があるのではないかと思います。

今のところは、新興住宅地の自治会というのは、ゴミ出しの当番を決めるだとか、街灯の電球を替えるという程度しか行わないわけですが、場所によってはもっとしっかりとした自治会をやっているところがあるわけですね。例えば極端な例かもしれないですが、田園調布や芦屋とかは、自治会が非常にしっかりしていて、建築協定をしっかりと守らせて、価値を維持してきたということがあるわけですから、そういうノウハウをしっかりと伝えていって、住民自らが住宅地の価値を維持して高めていくというようなノウハウづくりを早めにやっていく必要があるのではないかと思います。

○委員 私は大分という土地に住んでおりますので、どうしても大分の話になってしまうのですが、5ページの右の部分に関しては、私どもの小さなまちもどうやったら交流人口によってお金をいただき、そこで自立をできるような仕組みにしたらいいとか、そういうようなことをそれぞれの地域で今考えてきていると思います。そのあたりで自分たちのやるべきことは民間もわかり、行政とはいいい関係でそれぞれの持ち分があると思うのですが、この左の居住者の合理的判断の結果としてというところですが、今、私などから見ると、私のまちは恵まれたところで、そこから30分ぐらい行った村などは、人口と言えらるほどではなく、20～30人の集落になっていると。でも、そこでは村人は住み、次の世代も戻って来ることもあり得るような中で、今までの何かを作ってくれという農村型ではなくて、今そこに住んでいる集落の人たちがどう暮らしていくかというのを非常に考えているときではないかと思います。全くその集落が消えてしまう前に、今いろいろな方策がとられている段階ではないかなという思いがありますので、住んでいる私などにとっては、こういう合理的判断というような言葉とか、何かすごく違和感を持ってしまう現実があります。

それから、二地域間で居住が進むようになれば、今、都市の方たちの団塊の世代の動き

はよくわかるのですが、私などは迎える側ですから、そこがどういうふうにならなくていいかということがあります。地方では都市とはまた違う団塊の世代のライフスタイルがありますし、そういう視点からも必要ではないかと思いました。

○委員長 どうもありがとうございます。

○委員 どちらかというと郊外部においてはやや厳し目に抑えてという議論しているのですが、もう一つ重要な点は、都心部において、むしろそういった場合によっては来る方を受け入れるような、そういったような方向性も必要だと思うのです。つまり、そういう都心部とか都市部における、例えば土地とか空間のある種の公共性といいますか、それがもっと高まるというようなことで、そのための責務なり負担なりをやっぱりしていただく必要があるということもセットで考えないと。例えば今のご発言は、どちらかというと郊外部における厳しい現状があるわけですが、やっぱり国土全体としてそういったものを受けとめていくのだというようなスタンスでいかないと、当然合意が取れるような話ではないだろうと思いますので、その点は非常に重要な点だと思います。

そういった意味では場合によっては主権的なものの制限もあるでしょうし、あるいは税制上の負担のあり方もあるのかなど。そういった圏域と負担をきちんと対応づけて議論をしていかないと絵に描いた餅になってしまうので、その部分は是非入れていただくいいのかなと思います。

○委員長 ありがとうございます。

まだいろいろご意見おありかと思えますけれども、まだ2月さらに続きますので、そこで改めてご意見を述べていただくか、あるいはまた、事務局へ直接お送りいただければと思います。

今の件につきましては、特に都心部などを中心にして人口が減少していったらすると、スラム化の問題も起きるが、それを防ぐためのB I Dという試みもあるかもしれないと思いました。また、B I Dは、江戸時代ですと、土地持ちあるいは家持ちが町費を払って、いわば税を払って運営する。しかし、借家、間借り人は市民としての権利を持たないということもありましたので、これも加入者が限定されてくると、その住民の中にそこから権利を行使できないとか、漏れてくるグループも出てくる可能性もなきにしもあらずだという印象を受けました。いろいろ課税の問題であるとか、今の主権の抑制の問題とか、具体的にやろうとすると、それこそ絵に描いた餅とか、なかなか難しいという印象ですけれども、いろいろ事例を提供していただいて検討していければと思います。

それでは、本日の議事はこれで終了させていただきたいと思えます。

## 閉 会

○委員長 最後に、今後のスケジュールについて、事務局からお願いします。

○事務局 今年最後ですので、スケジュールの確認だけをしたいと思えます。参考資料2を後ろに付けておりますけれども、最初に参考資料の3ページ目から見ていただきたいと思えます。計画部会についてですが、この我々の専門委員会の親委員会ですが、2月～5月にかけて各専門委員会からのもう一回検討経過報告と、あと我々の専門委員会は計画のフレームを担当していますから、この計画のフレームについても行う予定です。4ページ

目をお開けいただきたいと思います。日時は決まっていますが、ライフスタイル・生活については4月、それから、フレームについては5月の予定となっており、ここでご報告をしたいと思っています。

3ページに戻っていただきまして、各専門委員会の間接報告が6月に予定されております。我々はこれに合わせまして、2ページ目でございますけれども、今まで計6回やってきましたけれども、2月、3月、4月、5月は、月1回ずつぐらい専門委員会を開催したいと考えております。2月、3月については、日も設定させていただいております。先ほど委員長からありましたけれども、時間が少ないものですから、是非個別に意見をお寄せいただければ大変ありがたいというのと、我々も委員の方に個別にいろいろご相談もしていきたいと思っています。また、これと別個に、専門委員会のワーキンググループとして、経済や人口のフレームとか、それから各種のアンケート調査とか、それから住まい方についても少し検討しようと思っています。これは別途動いているものですから、また、そのあたりもご報告をしたいと考えています。

今年は本当にどうもありがとうございました。

○委員長 どうもありがとうございました。

(以上)